

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在



(問合せ先)

持続化給付金事業  
コールセンター  
☎0120-115-570

※申請方法などは、地域の農業改良普及センターや農業協同組合、県農業法人経営者協会等にも相談できます。

(JA組合員の方)  
→ 最寄りのJA

(JA組合員ではない方)  
→ 最寄りの市町村

## 経営安定

収入減少・経営継続への  
支援

持続化給付金

(経済産業省)

個人事業者の場合

最大 100万円

個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として

法人の場合

最大 200万円

個人事業者は100万円以内  
中小法人等は200万円以内  
を給付します。

補助率

4分の3(一部定額)

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組について助成します。

補助上限額

150万円

※常時従業員数が20人以下の農林漁業者(個人・法人)が対象です。

NEW

経営継続補助金

## 雇用維持

雇用を維持する対策

雇用調整助成金

(厚生労働省)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

小学校等休業対応助成金

(厚生労働省)

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し、有給休暇を取得させた**事業主に助成金を支給**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

農業労働力確保緊急支援事業

人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援します。

技能実習生等に対する雇用維持  
支援等措置

外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等が可能です。

農業保険(収入保険、  
農業共済)の  
保険料等が払えない

収入保険の保険料等の納付猶予  
農業共済の共済掛金等の納付猶予

農業保険の保険料などの支払いが困難であることを農業共済組合に申し出た農業者の方は、以下のとおり**支払期限が延長**されます。

- 収入保険：保険期間開始日から11か月を経過する日まで
- 農業共済：令和2年9月30日まで  
(ただし、収穫共済については、収穫の1か月前まで)

納税が厳しい  
国民年金保険料等が  
払えない

納税等の猶予  
国民年金保険料等免除・納付猶予

税金：国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、**徴収の猶予又は換価の猶予**が認められる場合があります。

年金等：業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、**国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予**が可能になります。

上下水道料金や  
電気・ガス、電話等の  
支払いが厳しい

上下水道、電気、ガス、電話料金等  
の支払い猶予

上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。詳しくは、各事業者へご相談ください。

雇用調整助成金コールセンター  
☎0120-60-3999  
宮崎労働局助成金センター  
☎0985-61-8288  
九州農政局宮崎県拠点  
☎0985-24-2365

学校等休業助成金・支援金  
コールセンター  
☎0120-60-3999  
九州農政局宮崎県拠点  
☎0985-24-2365

JA宮崎中央会労働力確保支援室  
☎0985-31-2059  
県農業法人経営者協会  
0985-73-9211

出入国在留管理庁  
インフォメーションセンター  
☎0570-013904

宮崎県農業共済組合本所  
☎0985-27-4288  
又は各地域センター

(国税)各税務署  
(県税)各県税・総務事務所  
(市町村税)各市町村  
(年金等)  
市町村、各年金事務所

(上下水道)  
市町村の水道担当部局

(電気・ガス・電話)  
各事業者

## 農業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の 運転資金	経済変動・伝染病等対策資金 (みやざきの農を支えるひなた資金)	農畜産業者	融資限度額 <b>1,000万円</b>	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 7年以内 (据置期間は3年以内)	西臼杵支庁・各農林振興局* 各市町村 最寄りの融資機関 (JAバンク宮崎ほか)
		農林漁業セーフティネット 資金(日本政策金融公庫資金)	認定農業者等	融資限度額 <b>1,200万円</b> (又は年間経営費等の12/12)	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 15年以内 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811 上記の資金に同じ
	資金繰り を支援	その他資金の特例措置	農畜産業者	実質無利子化 【対象資金】 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金*、 農林漁業施設資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金* 保証料免除 【対象資金】 民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による <b>債務保証料が5年間免除</b> となる措置を受けられます。 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金*、農業者向け民間借換資金	資金繰りや施設整備のための資金について、 <b>貸付当初から5年間実質無利子</b> となる助成を受けられます。 民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による <b>債務保証料が5年間免除</b> となる措置を受けられます。	県農業経営支援課 ☎0985-26-7131

※印の制度資金は営農負債の借換えが可能

## 耕種園芸への支援

耕種共通	野菜・花き・ 果樹・茶等の 次期作支援 対策	高収益作物次期作支援交 付金(国直接採択事業)	①次期作に前向きに取り組む生産者への支援 ・栽培技術の転換等に必要な種苗・肥料等の資材購入 ・機械化体系の導入に必要な機械の購入・リース など ②需要促進に取り組む生産者への支援 ・新品種・新技術導入の取組 ・新たな販売契約に向けた取組など ③厳選出荷に取り組む花き・茶等の生産者への支援 ・摘花等の徹底による高品質な花きの出荷の支援など	① <b>5万円/10aを定額支援</b> ※高集約型経営である施設園芸については、 交付単価を新たに設定 <b>NEW</b> 施設花き等:80万円/10a 施設果樹:25万円/10a ② <b>1取組につき2万円/10aを 3取組まで定額支援</b> (2万円/10a × 3取組 = 6万円/10a) <b>NEW</b> ③ <b>1人・1日当たり2,200円を定額支援</b>	九州農政局 西臼杵支庁・各農林振興局* (農業改良普及センター含む) 各市町村
		みやざきの農産物供給力 強化緊急対策事業 (県単事業)	・上記の国の支援対策に該当しない品目における 省力化、品質・収量向上等の取組を支援。	<b>3万円/10aを定額支援</b> ※ただし、1戸あたり6万円以内	西臼杵支庁・各農林振興局* (農業改良普及センター含む) 各市町村
茶	茶・花きの 消費・販売 対策	茶販売促進緊急対策事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産茶を活用し、地域のイベント等でのお茶の試飲や、試供品の配布等により、消費・販売を促進する取組を実施		県農産園芸課 ☎0985-26-7137
花き		公共施設等における花き の活用拡大支援事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産花きを活用し、学校や観光地等での花飾りや、アレンジメント教室の開 催等により、消費・販売を促進する取組を実施		

その他  
県の取組

## 応援消費

- ・学校給食への食材提供(牛肉、地鶏、水産物、特産物等)
- ・企業や関係機関・団体等と連携した県内外への販売促進

## 農泊支援

農泊を推進する地域協議会が行う感染症対策や受入体制整備等に関する取組支援

## 輸出支援

輸出先国のマーケット調査、輸出に対応した産地づくり、販路開拓等の取組を支援

※このリーフレットについての問い合わせ先

農政企画課 0985-26-7426  
西臼杵支庁 0982-72-2108  
中部農林振興局 0985-26-7279  
南那珂農林振興局 0987-23-4312

北諸農林振興局 0986-23-4507  
西諸農林振興局 0984-23-3165  
児湯農林振興局 0983-22-1364  
東臼杵農林振興局 0982-32-6135  
詳しくは県庁HPへ



## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在



(問合せ先)

持続化給付金事業  
コールセンター  
☎0120-115-570

※申請方法などは、地域の農業改良普及センターや農業協同組合、県農業法人経営者協会等にも相談できます。

(JA組合員の方)  
→ 最寄りのJA

(JA組合員ではない方)  
→ 最寄りの市町村

## 経営安定

収入減少・経営継続への  
支援

持続化給付金

(経済産業省)

個人事業者の場合

最大 100万円

個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として

法人の場合

最大 200万円

個人事業者は100万円以内  
中小法人等は200万円以内  
を給付します。

補助率

4分の3(一部定額)

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組について助成します。

補助上限額

150万円

※常時従業員数が20人以下の農林漁業者(個人・法人)が対象です。

NEW

経営継続補助金

## 雇用維持

雇用を維持する対策

雇用調整助成金

(厚生労働省)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

小学校等休業対応助成金

(厚生労働省)

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し、有給休暇を取得させた**事業主に助成金を支給**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

農業労働力確保緊急支援事業

人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援します。

技能実習生等に対する雇用維持  
支援等措置

外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等が可能です。

雇用調整助成金コールセンター

☎0120-60-3999

宮崎労働局助成金センター

☎0985-61-8288

九州農政局宮崎県拠点

☎0985-24-2365

学校等休業助成金・支援金  
コールセンター

☎0120-60-3999

九州農政局宮崎県拠点

☎0985-24-2365

JA宮崎中央会労働力確保支援室

☎0985-31-2059

県農業法人経営者協会

0985-73-9211

出入国在留管理庁  
インフォメーションセンター

☎0570-013904

## 納付猶予

農業保険(収入保険、  
農業共済)の  
保険料等が払えない

収入保険の保険料等の納付猶予  
農業共済の共済掛金等の納付猶予

農業保険の保険料などの支払いが困難であることを農業共済組合に申し出た農業者の方は、以下のとおり**支払期限が延長**されます。

- 収入保険：保険期間開始日から11か月を経過する日まで
- 農業共済：令和2年9月30日まで

(ただし、収穫共済については、収穫の1か月前まで)

宮崎県農業共済組合本所

☎0985-27-4288

又は各地域センター

納税が厳しい  
国民年金保険料等が  
払えない

納税等の猶予  
国民年金保険料等免除・納付猶予

税金：国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、**徴収の猶予又は換価の猶予**が認められる場合があります。

年金等：業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、**国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予**が可能になります。

(国税)各税務署  
(県税)各県税・総務事務所  
(市町村税)各市町村  
(年金等)  
市町村、各年金事務所

上下水道料金や  
電気・ガス、電話等の  
支払いが厳しい

上下水道、電気、ガス、電話料金等  
の支払い猶予

上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。詳しくは、各事業者へご相談ください。

(上下水道)  
市町村の水道担当部局  
  
(電気・ガス・電話)  
各事業者

## 畜産業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の 運転資金	経済変動・伝染病等対策資金 (みやざきの農を支えるひなた資金)	農畜産業者	融資限度額 <b>1,000万円</b>	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 7年以内 (据置期間は3年以内)	西臼杵支庁・各農林振興局* 各市町村 最寄りの融資機関 (JAバンク宮崎ほか)
		農林漁業セーフティネット 資金 (日本政策金融公庫資金)	認定農業者等	融資限度額 <b>1,200万円</b> (又は年間経営費等の12/12)	貸付利率 <b>0% (貸付当初5年間)</b> 償還期限 15年以内 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811 上記の資金に同じ
	資金繰り を支援	その他資金の特例措置	農畜産業者	実質無利子化 資金繰りや施設整備のための資金について、 <b>貸付当初から5年間実質無利子</b> となる助成を受けられます。 【対象資金】 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金*、 農林漁業施設資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金*	保証料免除 民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による <b>債務保証料が5年間免除</b> となる措置を受けられます。 【対象資金】 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金*、農業者向け民間借換資金	県農業経営支援課 ☎0985-26-7131
			畜産業者 (畜産特別資金)	融資限度額 <b>大家畜又は養豚経営に必要な 借入金の約定償還額のうち 償還困難な額</b>	融資利率 <b>0.2% (R2年5月末時点)</b> 融資期間 大家畜 15(3) ~ 25(5)年以内 (据置) 養豚 7(3) ~ 15(5)年以内 ※当面の間、毎月貸付け実行	県畜産振興課 ☎0985-26-7138

## 畜産への支援

共通	経営継続 対策	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農 場等における経営継続対策事業 (ALIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替要員等の派遣支援 (全畜種、飼料生産組織)</li> <li>公共牧場等への緊急避難等支援 (酪農、肉用牛)</li> <li>農場等清浄化: 畜舎消毒、消毒機器導入等 (全畜種、飼料生産組織)</li> </ul>	県畜産振興課 ☎0985-26-7140
肉用牛 (繁殖)	子牛生産 支援対策	<b>NEW</b> 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 (ALIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子牛価格が基準価格を下回った場合、具体的取組 (経営分析、畜舎環境改善、 疾病防止、栄養状態改善) のうち2つ以上実施する農家に奨励金を交付 <b>&lt;黒毛和種: 基準価格600千円、10千円/頭、基準価格570千円、30千円/頭&gt;</b></li> </ul>	
	子牛出荷 遅延対策	肉用子牛流通円滑化緊急対策事業 (ALIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷調整に係る掛かり増し (飼料費等) の支援 <b>&lt;肉専用種・交雑種 550円以内/日/頭&gt;</b> <b>&lt;乳用種 500円以内/日/頭&gt;</b></li> </ul>	
肉用牛 (肥育)	生産支援 対策	肉用牛肥育経営安定交付金 (国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者負担金の納付猶予 (令和2年4月末から9月末)</li> </ul>	
	計画出荷 対策	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (ALIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的取組 (経営分析、飼料分析、肉質分析、畜舎環境改善、血液分析) の うち2つ以上実施する農家に奨励金を交付 <b>&lt;20千円/頭&gt;</b></li> <li>出荷調整に係る掛かり増し (飼料等) の支援 平均出荷日齢より15日以上長く飼養 <b>&lt;肉専用種の場合22千円/頭&gt;</b></li> </ul>	
その他	流通・消費 対策	和牛肉保管在庫支援緊急対策事業 (ALIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管在庫・販売促進支援 (対象: 和牛・交雑種)</li> </ul>	
		食肉への影響緩和対策事業 (県単事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管在庫・流通促進支援 (対象: みやざき地頭鶏)</li> </ul>	

その他  
県の取組

## 応援消費

- 学校給食への食材提供 (牛肉、地鶏、水産物、特産物等)
- 企業や関係機関・団体等と連携した県内外への販売促進

## 農泊支援

- 農泊を推進する地域協議会が行う感染症対策や受入体制整備等に関する取組支援

## 輸出支援

- 輸出先国のマーケット調査、輸出に対応した産地づくり、販路開拓等の取組を支援

※このリーフレットについての問合せ先

農政企画課	0985-26-7426
西臼杵支庁	0982-72-2108
中部農林振興局	0985-26-7279
南那珂農林振興局	0987-23-4312

北諸農林振興局	0986-23-4507
西諸農林振興局	0984-23-3165
児湯農林振興局	0983-22-1364
東臼杵農林振興局	0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ



## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在



(問合せ先)

持続化給付金事業  
コールセンター  
☎0120-115-570

※申請に関する情報は、地域の農林振興局水産担当や漁業協同組合でもご提供していますので、お尋ねください。

宮崎県漁業協同組合連合会  
☎0985-28-6111

宮崎県漁業共済組合  
☎0985-27-6712

雇用調整助成金コールセンター  
☎0120-60-3999  
宮崎労働局助成金センター  
☎0985-61-8288  
九州農政局宮崎県拠点  
☎0985-24-2365

学校等休業助成金・支援金  
コールセンター  
☎0120-60-3999  
水産庁漁政部企画課  
☎03-6744-2340

①全国水産加工業協同組合連合会  
☎03-3662-2040  
②(一社)大日本水産会  
☎03-3585-6681

県水産政策課 企画流通担当  
☎0985-26-7685

JF共水連九州事業本部宮崎支店  
☎0985-27-6711  
または、各漁協

(国税)各税務署  
(県税)各県税・総務事務所  
(市町村税)各市町村  
(年金等)  
市町村、各年金事務所

(上下水道)  
市町村の水産担当部局  
(電気・ガス・電話)  
各事業者

## 経営安定

収入減少・経営継続への支援

持続化給付金

(経済産業省)

個人事業者の場合

最大 100万円

法人の場合

最大 200万円

個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として

個人事業者は100万円以内  
中小法人等は200万円以内  
を給付します。

補助率

4分の3(一部定額)

補助上限額

150万円

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組について助成します。

※常時従業員数が20人以下の農林漁業者(個人・法人)が対象です。

「積立ぶらす」では、収入が減少した漁業者の経営を支えるため、漁業共済では対象にならない漁獲金額(生産金額)の減収を補填します。併せて、「積立ぶらす」について、国による漁業者の自己積立金の仮払いや契約時の自己積立金の積立猶予の措置があります。

NEW 経営継続補助金

積立ぶらす(漁業収入安定対策)

## 雇用維持

雇用を維持する対策

雇用調整助成金

(厚生労働省)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

小学校等休業対応助成金

(厚生労働省)

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し、有給休暇を取得させた**事業主に助成金を支給**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

水産業労働力確保緊急支援事業  
技能実習生等に対する雇用維持支援等措置

①受入れ予定だった外国人技能研修生等の代わりに経験者等の国内人材を雇用した場合 ②マルシップ制度の下でドック等の休漁期間中も外国人船員を継続雇用した場合、発生した掛かり増し経費を支援します。

NEW

農水産業における外国人材の定着促進事業  
(雇用型漁業労働力安定確保対策事業)

外国人材が入国後に必要となる経過観察措置により、追加的に必要となる経費を支援します。

## 納付猶予

JF共済掛金の掛金納付が厳しい

JF共済掛金の振替貸付

一時的に共済掛金の都合がつかないとき、その時点での返戻金の額をもとに算出した金額の範囲内で、共済掛金に相当する貸付を受けることができます(振替貸付のある契約を結んでいる方が対象)。

JF共水連九州事業本部宮崎支店  
☎0985-27-6711  
または、各漁協

納税が厳しい  
国民年金保険料等が  
払えない納税等の猶予  
国民年金保険料等免除・納付猶予

税金: 国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、**徴収の猶予又は換価の猶予**が認められる場合があります。

年金等: 業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、**国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予**が可能になります。

(国税)各税務署  
(県税)各県税・総務事務所  
(市町村税)各市町村  
(年金等)  
市町村、各年金事務所

上下水道料金や  
電気・ガス、電話等の  
支払いが厳しい上下水道、電気、ガス、電話料金等の  
支払い猶予

上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。

詳しくは、各事業者へご相談ください。

(上下水道)  
市町村の水産担当部局  
(電気・ガス・電話)  
各事業者

## 漁業・養殖業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年6月26日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の経営支援	漁業経営緊急対策資金 利子補給事業	漁業・養殖業者	融資限度額	対象資金 融資利率 融資期間	災害緊急資金 0% 1年間	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
	長期の経営支援	農林漁業セーフティネット 資金(日本政策金融公庫資金)		融資限度額	融資利率 融資期間	0%(貸付当初5年間) 15年間 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811
		漁業近代化資金		【原則】 融資限度額	融資利率 融資期間	0%(貸付当初5年間、上限額あり) 5~20年間 (据置期間は2~3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
		漁業経営維持安定資金		【原則】 融資限度額	融資利率 融資期間	0%(貸付当初5年間、上限額あり) 10年間 (特例で15年まで延長可) (据置期間は3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686

## 漁業・養殖業への支援

経営維持	出荷停滞等による飼育期間延長対策	頑張ろう、みやざき！ 養殖経営緊急支援事業 (県単事業)	魚を出荷できず飼育期間を延長せざるを得なかった場合、延長期間中の餌代の一部を支援。	県漁村振興課 漁村振興担当 ☎0985-26-7147	
	水産物の調整保管対策	特定水産物供給平準化事業	輸出停滞等により需要や価格が下落し、生産面での調整が困難な水産物の買取・保管を行う漁業者団体(県漁連)等に対し、買取資金や保管料、運搬量が助成されます。		宮崎県漁業協同組合連合会 ☎0985-28-6111
	漁場生産力の向上	資源・漁場保全緊急支援事業	魚価の低下などにより休漁する漁業者自らによる漁場保全活動等を支援します。 例) 漁場の耕うん・清掃、藻場におけるウニ駆除、海水温の観測等の資源調査など		宮崎県漁業協同組合連合会 ☎0985-28-6111
販売確保	産地直送支援	宮崎のひなた水産物 お届けキャンペーン	県内の漁業・養殖業者や水産物販売店がインターネット等で産地直送する商品にかかる送料を支援します。	宮崎のさかな ビジネス拡大協議会 ☎0985-28-6111	

その他  
県の取組

応援消費	・学校給食への食材提供(牛肉、地鶏、水産物、特産物等) ・企業や関係機関・団体等と連携した県内外への販売促進
農泊支援	農泊を推進する地域協議会が行う感染症対策や受入体制整備等に関する取組支援(漁家民宿も対象)
輸出支援	輸出先国のマーケット調査、輸出に対応した産地づくり、販路開拓等の取組を支援

このリーフレットについての問い合わせ先  
 水産政策課 ☎0985-26-7685  
 漁村振興課 ☎0985-26-7147  
 南那珂農林振興局  
 水産担当 ☎0987-23-4312

東臼杵農林振興局  
 水産担当 ☎0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ

